



入札及び契約心得

航空自衛隊横田基地

作戦システム運用隊基地業務隊

会計小隊契約班

目 次

第1	目的	1
第2	通則	1
第3	登録	1
第4	公告等	1
第5	説明会	2
第6	入札等	2
第7	無効入札	3
第8	開札及び落札	4
第9	契約の締結	5
第10	契約保証金	5
第11	納期（履行）遅延	5
第12	契約解除	5
第13	不当介入を受けた場合の措置	6
第14	支払	6
第15	その他	6
	別紙様式第1 同等品確認申請書	10
	別紙様式第2 監理技術者又は主任技術者の他の工事の従事状況書	11
	別紙様式第3 排除対象者による不当介入の概要	12

第1 目的

この心得は、航空自衛隊作戦システム運用隊契約担当官（以下「契約担当官」という。）と請負、売買その他の契約について、入札に参加しようとする者、契約を締結する者及び契約を締結した者（以下「相手方」という。）が知り、かつ、守らなければならない事項を定め、契約の締結及び履行を円滑に行うことを目的とする。

第2 通則

相手方は、この心得を熟知のうえ、競争参加資格審査の申請、一般競争契約の入札、指名競争契約の入札、随意契約の見積書の提出及び契約の締結を行い、かつ、これらに関する義務の履行又は権利の行使にあたらなければならない。

第3 登録

相手方となるためには、全省庁統一資格の資格審査結果通知書の交付を受けた者、又は装備施設本部が発行する資格審査結果通知書の交付を受けた者でなければならない。ただし、随意契約による場合又は契約担当官が必要と認めた場合はこの限りではない。

第4 公告等

- 1 一般競争入札、企画競争又は公募に付そうとする場合は、次に掲げる事項を記載した公告又は公示が、入札日時の前日から起算して、少なくとも10日前までに次項に掲げる掲示場所に掲示される。ただし、緊急を要するとき又は再度公告入札を実施する場合は、その期間を5日前までに短縮することがある。

(1) 公告の記載事項

- ア 競争入札に付する事項
- イ 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ウ 契約条項等を示す場所
- エ 競争執行の場所及び日時
- オ 保証金に関する事項
- カ その他必要な事項

(2) 公示の記載事項

- ア 総合評価方式競争に付する事項
- イ 競争に応募できる者の資格に関する事項
- ウ 提出する資料等に関する事項
- エ 競争執行の場所及び日時
- オ 応募に当たっての留意事項
- カ その他必要な事項

2 掲示場所

- (1) 航空自衛隊横田基地作戦システム運用隊庁舎（建物番号718）会計小隊事務室前

- (2) 航空自衛隊横田基地ホームページ（調達情報）
- (3) 福生市商工会議所、あきる野市商工会議所、昭島市商工会議所、羽村市商工会議所及び立川市商工会議所の各掲示板
- (4) 航空自衛隊入間基地中部航空警戒管制団会計隊の掲示板
- (5) 航空自衛隊府中基地航空気象群基地業務隊会計小隊の掲示板
- (6) 航空自衛隊立川分屯基地第4補給処業務課会計班の掲示板

3 指名競争に付し又は随意契約による場合には、第1項第1号に掲げる事項（ただし、イを除く。）を入札（見積依頼）通知書により相手方に直接通知する。

第5 説明会

説明会は、契約の目的に関して書面による事ができない事項、誤解を生じ易い事項について明らかにし、将来の紛争を避けるため行うものである。ただし、説明会は原則として行わないものとし、特に必要と認める場合は相手方に対し、個別に行うものとする。

第6 入札等

- 1 公告又は入札（見積依頼）通知書（以下「公告等」という。）で定められた入札に参加し又は随意契約の商議に応じる場合は、当該公告等に定められた日時及び場所に必要な書類等を持参するものとする。
- 2 代理人を差し向ける場合は、当該契約目的についての経験、知識及び技術等を有し、かつ、入札等価格算定能力である者でなくてはならない。
- 3 入札の参加者が代理人である場合には、次に掲げる内容が記載され、かつ、委任者及び代理人双方が記名押印した委任状を提出しなければならない。また、身分を証明するもの（社員証や免許証等、顔写真付き）を併せて提示する。
 - (1) 代理人の氏名
 - (2) 入札件名
 - (3) 委任された権限の細部内容
 - 例 入札書の提出に関する一切の権限
 - 入札書及び見積書の提出に関する一切の権限
 - 入札書及び見積書の提出並びに契約の締結に関する一切の権限
 - (4) 委任期間
 - (5) 委任者の住所及び氏名
 - (6) 提出する宛先（契約担当官の官職氏名）
- 4 相手方の一旦提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることはできない。ただし、郵送による入札の場合で、入札日時以前に送付された入札書の引換え、変更又は取消は可能とする。

- 5 入札の日時に遅れた場合、相手方は入札に参加することができない。ただし、事前連絡により遅れる理由が天災地変、その他相手方の責に帰しがたい理由のため、契約担当官がやむを得ないと判断した場合に限り、入札参加者の同意のもと、入札日時を変更することができる。
- 6 郵便により入札に参加した相手方は、入札価格のうちに予定価格の制限に達したものがないうきに、必要に応じて実施する再入札等は、直接参加しない限り辞退したものとして取り扱う。
- 7 入札時の途中退出は原則として認めない。
- 8 同等品申請
 - (1) 相手方は、公告等により定められた入札に参加し又は随意契約の商議に応じる際、同等品により応札する場合は、当該公告等に定められた期日までに別紙様式第1「同等品確認申請書」を契約担当官宛に提出しなければならない。
 - (2) 前号に基づき提出された同等品確認申請書は、分任物品管理官の審査を経て、同等品確認結果通知書により通知する。
- 9 暴力団排除に関する誓約事項等
相手方は、公告等により定められた入札に参加し又は随意契約の商議に応じる際、防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書（以下「合意書」という。）に基づき、入札書又は見積書の提出をもって、別紙第1「暴力団排除に関する誓約事項」を誓約したものとする。
なお、誓約を拒否する相手方は、入札に参加すること及び随意契約の相手方となることができない。
- 10 納入品
公告等において特に指定のない限り、新品による納入とする。
- 11 各種書類の提出等（公共工事のみ）
公共工事の入札参加希望者は、下記の書類を提出するものとする。
 - (1) 入札金額の内訳書（入札時）
*当該内訳書は、積算要領及び金額等を適正に記載するものとする。
 - (2) 別紙第2に規定する書類等（対象工事の場合のみ）
*対象工事：契約金額見込額2,500万円以上（建築一式工事5,000万円以上）

第7 無効入札

次の各号の一に該当する入札等は無効とする。

- (1) 競争参加に必要な資格を有しない者のなした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者又は所定の額に達しない者

- (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (4) 郵便による入札を認めない場合の郵便による入札
- (5) 総額（単価）で決定すべき入札の場合に、総額（単価）の入札金額の未記入
- (6) 不当に価格をせり上げ又はせり下げる目的をもって連合した者、他人の競争入札を妨げた者又は担当者の職務を妨害した者
- (7) 同一事項について、一人が二通以上の入札書を同時に提出した場合
- (8) 代理入札の場合、委任状を持参しない代理人のなした入札
- (9) 入札書の記載事項及び入札金額が不明又は不明瞭な入札
- (10) 入札金額（親金額）が訂正された入札書
- (11) 合意書に基づき、暴力団排除に関する誓約事項に虚偽があった場合又は誓約事項に反する事態が生じた場合
- (12) 公共工事の入札において、入札金額と入札内訳書との間に下記のような著しい不備がある場合。
 - ア 入札書の提出者名の誤記
 - イ 工事件名の著しい誤記
 - ウ 入札金額と内訳書の総額の著しい相違
 - エ 内訳書の全部又は一部の未提出
 - オ 内訳書の未記載
 - カ 他の入札参加者の様式を入手しての使用
 - キ その他、契約担当官が著しく不備と認めた場合

第8 開札及び落札

開札は、入札執行の場所で、入札者の目で行う。

- (1) 落札者は、入札者のうち予定価格の制限内で最低（売払いに際しては最高）の入札金額により入札を行った相手方とする。この場合、落札者となるべき同価の入札を行った相手方が2人以上あるときは、次に掲げる方法により落札者を決定する。
 - ア 同価の入札を行った相手方が、いずれも入札執行の場所にいる場合直ちにくじで落札者を決定する。
 - イ 同価の入札を行った相手方の中に、郵便による入札を行った者がいる場合直ちに入札事務に関係のない者及び相手方にくじを引かせ、落札者を決定する。
 - ウ 同価の入札を行った相手方が、いずれも郵便による入札を行った者の場合直ちに入札事務に関係のない者にくじを引かせ、落札者を決定する。
 - エ 予定価格が1千万を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合において、次のいずれかに該当するときは、最低価格の入札金額であっても落札者としなないことがある。
 - (ア) 予定価格に比べて入札金額が著しく低いことにより、その入札金額では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
 - (イ) 最低価格の入札者と契約を結ぶことが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるとき。

- (2) 公共工事の入札においては、開札後、提出書類等の点検を行った後、落札決定を行う。

第9 契約の締結

相手方は、落札決定後、契約担当官の指定する日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約書（正2部）

契約書の内容は、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金、契約履行の場所、契約代金の支払又は受領の時期及び方法、監督及び検査、履行の遅延、その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金、その他の損害金、危険負担、かし担保、契約に関する紛争の解決法、暴力団排除に関する特約条項、その他必要事項について定める。

(2) 請書（正1部）

契約金額が150万円を超えない契約については、契約書に代えて請書とすることができる。

(3) 印紙の貼付

契約の内容により印紙税法の適用を受ける場合は、契約書又は請書のうち正1部に、印紙税法（昭和42年法律第23号）に定める契約金額に応じた印紙を貼付しなければならない。

(4) 仕様書又は図面等

仕様書又は図面等を必要とする場合には、契約書（請書）に1部ずつ添付し、それぞれ割印をするものとする。

第10 契約保証金

- 1 相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除された場合を除く。
- 2 前項の保証金は、契約上の義務を履行しないときに国庫に帰属される。

第11 納期（履行）遅延

- 1 相手方は、定められた納期若しくは履行期限を過ぎて、契約物品を納入又は履行を完了するおそれがある場合には、納期（履行）遅延申請書及び理由書を契約担当官へ提出し、承認を受けなければならない。
- 2 前項に基づき、契約担当官が相手方の責により遅延すると判断した場合は、航空自衛隊標準契約条項等に規定する遅延料を徴収する。
なお、この項は契約書又は請書等の徴取を省略した場合について準用する。

第12 契約解除

- 1 契約担当官は、次の各号の一に該当する場合は、契約を一部又は全部を解除することができる。

- (1) 相手方が天災地変、その他相手方の責に帰しがたい理由以外で、契約の解除を申し出たとき。
 - (2) 相手方が完全にこの契約の履行を行わないとき。
 - (3) 相手方が、契約上の義務に違反したことにより目的を達する見込みがないとき。
 - (4) その他、契約担当官が必要と認めたとき。
- 2 前項に基づき、契約担当官が相手方の責により契約の一部又は全部を解除すると判断した場合は、航空自衛隊標準契約条項等に規定する違約金を徴収する。
なお、この項は契約書又は請書等の徴取を省略した場合について準用する。

第13 不当介入を受けた場合の措置

相手方は、合意書に基づき自ら又は下請負者等が、別紙第3「暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者（以下「排除対象者」という。）による不当介入を受けたことを認知した場合には、直ちに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと、並びに契約担当官へ別紙様式第3「排除対象者による不当介入の概要」により報告を行うものとする。

第14 支払

- 1 相手方は、納品又は履行完了後速やかに請求書1部を分任資金前渡官吏宛に提出するものとする。
- 2 支払の時期は、相手方が適法な請求書を提出してから、下表に掲げる日以内とする。

形 態 \ 区 分	工 事	その他の給付
約定期間	40日以内	30日以内
特別約定期間	60日以内	45日以内
約定なし	15日以内	15日以内

第15 その他

この心得に明示していない事項、又は契約について疑義を生じた場合は、契約担当官の指示するところに従うものとする。

この心得は、平成27年6月1日から適用する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

対象工事における提出書類等

1 監理技術者等の他の工事の従事状況を記した書類の提出等

- (1) 配置予定の監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の他の工事の従事状況（工事名、工期等）を記した書類を入札書とともに提出するものとする。 ※提出書類は別紙様式第2を基準とする。
- (2) 専任状況の確認方法
提出書類と異なり監理技術者等の重複が認められたときは、監理技術者等の所属及び資格者証の保持の確認を行うとともに、提出書類等の内容について電話、面接等で確認を行う。
- (3) 専任制違反時の入札無効
提出書類の内容等により、監理技術者等の従事状況が他の工事と重複する等の事実が確認されたときは、入札を無効とする。その場合、提出書類の差し替えは認めない。
- (4) 落札者の専任制違反に係る契約不締結
落札者について、監理技術者等の他の工事との重複が認められたときは、監理技術者等の所属、資格者証の保持の確認を行い、専任制違反となる事実が確認されたときは、契約を結ばないこととする。
- (5) 落札者の専任制違反に係る確認方法
落札者については、提出書類等の内容の再確認を行い、監理技術者等の重複が認められたときは、監理技術者等の所属及び資格者証の保持の確認を行うとともに、提出書類等の内容について電話、面接等で確認を行うこととする。

2 監理技術者等の専任制違反の場合の契約の解除等

監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）について、専任制違反の事実が確認された場合、甲は契約を解除することができる。監理技術者等の交替は甲が承認した場合の外は認めない。

- (1) 専任制違反に係る確認方法等
専任の監理技術者等を配置する工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に定める工事）については、契約業者は、原則として、CORINSに登録するものとし、監理技術者等の重複、所属及び資格者証保持の点検による疑義情報がないかを確認し、監理技術者等としての専任を要する工事相互において重複、あるいは所属及び資格者証保持に疑義がある場合は、他工事の発注者と連絡、情報交換を行うとともに、疑義情報内容について、電話、面接等で確認を行うこととする。なお、確認については、CORINS登録後、契約業者からCORINSより出力される書類を提出させ、行う場合がある。
- (2) 契約解除以外のペナルティー
契約解除が困難な場合は、指名停止等を行う場合がある。

暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

- 1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。
法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- 2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

同等品確認申請書

平成 年 月 日

契約担当官 殿

印

下記のとおり申請します。

対 象 物 品			申 請 物 品			判 定 等		
NO	品 名	規 格	品 名	規 格	税抜価格	可	否	否の理由

- 1 対象物品欄には、契約担当官から示された品名及び規格を記入してください。
- 2 申請物品欄には、貴社で同等品の認定を受けたい対応物品の品名、規格及び税抜価格(カタログ表示等のメーカー希望小売価格)を記入してください。
- 3 判定等欄を記入した審査結果は、後日通知いたします。
- 4 同等品確認申請書には、当該申請物品の諸元が確認できるカタログ等を添付して下さい。

平成 年 月 日

監理技術者又は主任技術者の他の工事の従事状況書

契約担当官
航空自衛隊第〇航空団
会計隊長 殿

住所
商号又は名称
代表者名

入札参加に当たり、「配置予定の監理技術者又は主任技術者の他の工事の従事状況書」を提出します。

入札件名		
配置予定技術者 従事役職・氏名・生年月日・年齢		
法令による資格・免許		
工事の経験 の概要	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	従事役職	
	従事期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	工事内容	
	CORINS 登録有無	
入札参加時 における 他の工事の 従事状況	工事名称	
	発注機関名	
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	従事役職	
	本工事と重複する場合 の対応措置	
	CORINS 登録有無	
専任技術者との重複の有無		

- 注： 1 複数名を申請する場合は、技術者ごとに記入するものとする。
 2 配置予定技術者が他の工事に従事している場合は、従事している全て工事について記入するものとする。
 3 「専任技術者との重複の有無」は、建設業法（昭24法100）第7条第2号及び第15条第2号に定める
 営業所の専任の技術者と配置予定技術者が重複する場合について、記載する。

平成 年 月 日

(契約担当官等名)

殿

住所
会社名
代表者名

印

排除対象者による不当介入の概要

貴（契約担当官名）が発注した公共事業等において排除対象者による不当介入を受けたため、〇〇警察への通報を行ったことを併せて、下記のとおり報告いたします。

契約機関等 (部課等名まで記入)	
調達要求番号等	
品名・数量	
契約金額	
不当介入に係る 行為者	
発生日時・場所	
不当介入の内容 ・被害の状況	
警察への通報、 捜査上必要な協 力についての対 応状況	
その他特記事項	

注 記入要領は、付紙のとおり。

記入要領

別紙様式の各項目について、次の要領により記入する。

- 1 住所、会社名及び代表者名・印については、契約書記載の内容とする。
- 2 「契約機関等」の欄には、当該契約締結の機関名（部課等名まで）を記入する。
- 3 「調達要求番号等」の欄には、調達要求書記載の「調達要求番号」又は契約書記載の「契約番号」等を記入する。
- 4 「品名・数量」の欄には、契約書に記載の「品名」又は「件名」等を記入する。
- 5 「契約金額」の欄には、契約金額及び変更契約をした場合は変更契約金額を記入する。
- 6 「不当介入に係る行為者」の欄には、（住所、氏名）を記入する。
- 7 「発生日時・場所」の欄には、不当介入を受けた日時・場所を記入する。
- 8 「不当介入の内容・被害の状況」の欄には、不当介入を受けた事実内容を詳細に記入する。また、不当介入により被害を受けた場合はその事実内容を詳細に記入する。
- 9 「警察への通報、捜査上必要な協力についての対応状況」の欄には、通報先の警察名、通報日時、捜査上必要な協力を行った場合はその内容を詳細に記入する。
- 10 「その他特記事項」の欄には、経緯等を把握するうえで必要な事項があれば記入する。